

クリーンセンター業務棟清掃業務委託仕様書

本仕様書は、クリーンセンター業務棟における清掃業務委託に関し必要な実施要領について定める。

本書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者と協議のうえ定めるものとする。

1 清掃業務の目的

クリーンセンター業務棟内外の汚れを除去すること及び、汚れを予防することにより、クリーンセンター業務棟を良好に維持し、快適な環境を保つことを目的とする。

2 委託場所

門真市深田町 19 番 5 号 門真市クリーンセンター業務棟

3 委託期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

※次年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、契約の変更又は解除することがある。

4 服装等

受注者は、業務及び作業に適した服装並びに履物及び名札を付け業務を実施する。

5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

6 業務の対象施設、対象面積及び作業内容

別紙「清掃場所・回数」による。

7 提出書類

受注者は次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 主任技術者届及び経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 労働局の受理印のある就業規則の写し及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写し
- (5) 業務実施報告書（毎月）
- (6) 委託業務完了届（毎月）
- (7) その他委託者が必要とする書類

8 日常業務に関する事項

(1) 日常業務の作業時間

月曜日から金曜日（祝日も含む）の午前7時から午後3時まで（昼休憩を除く）の間に実施することとし、巡回清掃及び補給作業にとどめること。

なお、12月30日から1月3日までの5日間は休日とする。

(2) 共用部分（壁面低所の清掃を含む。）の作業に関すること

共用部分の清掃については、毎日、清潔と美観を保つよう次のとおり実施するものとする。

ア 玄関、通用口、出入口、廊下及び階段に関すること

- ① 常に清掃と美観に万全な注意を払い、午前9時までに作業を終了すること。
- ② 床面は、掃き掃除を実施した後、必要に応じてモップ等で床面の材質に適した方法でつや出しをすること。
- ③ 各扉の把手及び階段の手すり等は、住居用洗剤又は清水で拭き、階段の滑り止め金具及びその他金属部分は、錆びたり汚染しないよう磨きあげること。
- ④ 泥落とし及び靴拭きは、作業毎に泥を除去し、常に清潔を保つよう洗浄すること。
- ⑤ 玄関扉、ドア、玄関ホール付近のガラス等は、必要に応じて、汚染箇所を取り除き磨き上げること。

イ 湯沸室、洗面所、便所及び浴室に関すること

- ① 湯沸室内の流し台の汚染した箇所は、磨き粉又は石鹼水で除去し、排水パイプのつまりや悪臭がでないよう、常に汚物を取り除き清潔を保つこと。
- ② 洗面所内及び便所等の床面及び腰面は、水拭き仕上げをし、汚染箇所は必要に応じて洗剤等により磨きあげ、完全に汚れを除去するとともに、悪臭がでないよう清潔を保つこと。
- ③ 洗面所及び便所に備え付けの石鹼及びトイレットペーパー〔100%再生紙使用のもの〕は定期的に巡回点検し、常時不足がないよう補給作業を行うこと。
- ④ 洗面台及び便器等の陶器は磨き粉又は石鹼水で洗浄し、汚染箇所及び汚物等があるときは完全に除去し、洗浄又は消毒すること。汚物洗浄にあたっては、住居用洗剤を使用し、希塩酸類等の使用は最小限に止めること。また、定期的に巡回点検し、同様の措置を施し、常に清潔を保つようにすること。
- ⑤ 浴室及び浴槽内は、磨き粉又は石鹼水で洗浄し、汚染箇所及び汚物等があるときは完全に除去し、午後3時までに入浴できるようにすること。
- ⑥ 紙屑、吸殻、茶殻及び汚物等については、定期的に巡回を行い除去すること。

(3) 室内の作業に関すること

室内の清掃については、毎日、清潔と美観を保つよう次のとおり実施するものとする。

ア 室内及び附帯設備の清掃は、次のとおり実施するものとする。

- ① 常に清掃と美観に万全な注意を払い、午前9時までに作業を終了すること。
- ② 床面は、掃き掃除を実施した後、モップ等で水拭きを行い、ごみ箱等は内容

物を除去して元の位置に戻し、屑は所定の場所に捨てること。

(4) 塵芥の処理に関すること

塵芥の処理に関しては、次のとおり実施するものとする。

ア 塵芥は、全て取り集めて指定の場所において処理すること。

イ 紙類の収集

事務室に設置している分別ボックス内の上質紙、再生紙及びその他の紙については、所定の場所に収めること。

ウ 瓶類等の収集

分別されて廃棄されている瓶類、缶類及びペットボトルについては、指定の場所に収めること。

エ 新聞等の収集

新聞紙及び雑誌等は回収し、指定の場所に収めること。

- (5) 清掃等に必要な器具及び機材（トイレトペーパー年間 1,200 個、レモン石鹼年間 150 個、ごみ袋年間 1,800 枚、手洗い用石鹼液年間 18 リットルを含む。）は、本管理棟に常置し、作業にあたっては、不足することがないように十分な種類と数量を確保すること。

9 定期業務に関する事項

定期業務に関しては、次のとおり実施することとし、発注者の承認した業務計画表に基づき作業を実施するものとする。なお、作業が予定通り完了しなかった場合は、速やかに発注者に報告し、作業についての指示を求めること。

ア 床面のワックス塗装及びつや出し

① 作業計画の策定

清掃対象施設の全ての床面については、別紙「清掃場所・回数」に従って行うこと。なお、作業日時は、原則的に閉所日とすること。

② 作業方法

水拭き又は洗浄液入り木屑と電気ポリッシャー及びクリーナーにより汚水を除去したうえ空拭きした後、本来のつや出しを施し、必要に応じて住居用洗剤による洗浄及び各種床材に応じたワックスを塗布し、乾燥させた後に電気ポリッシャーで磨きあげること。

イ 剥離洗浄

① 作業計画の策定

清掃対象施設の全ての床面については、別紙「清掃場所・回数」に従って行うこと。なお、作業日時は、原則的に閉所日とすること。

② 作業方法

床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないように塗布する。洗浄・汚水を除去する。3回以上水拭を行い、十分に乾燥させ、樹脂床維

持剤の塗布回数は3回とする。

ウ 窓ガラス等の清掃

① 作業計画の策定

清掃対象施設の全ての窓ガラスについては、別紙「清掃場所・回数」に従って行うこと。なお、作業日時は、原則的に閉所日とすること。

② 作業方法

窓ガラス、廊下ガラスともに両面を石鹼水又は薬剤をもって拭き、乾布で磨きあげるとともに、窓外枠の鳥類排泄物等の処理を行うこと。作業の際に用いる薬剤は、窓枠等のスチールに有害と成分が含まれているものや塗料を溶解する成分が含まれているものの使用はしないこと。また、高所による作業があるため、作業用の機材等を念入りに準備するとともに、作業員の安全対策に関しては、特に配慮をすること。